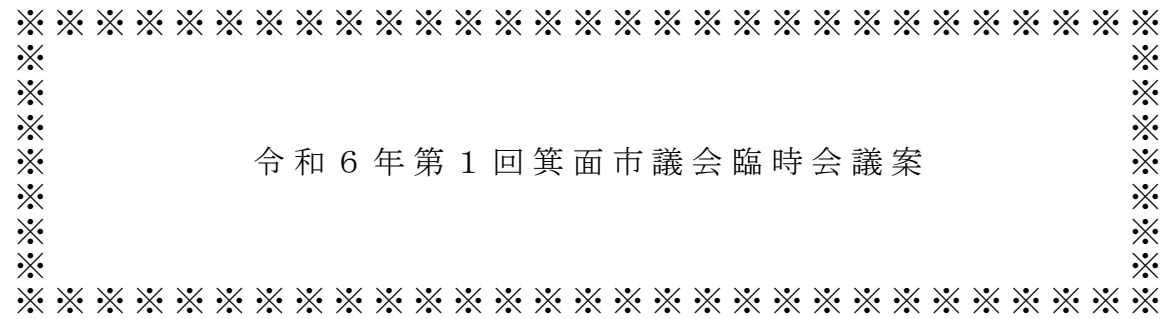




令和 6 年第 1 回箕面市議会臨時会議案

箕 面 市

令和 6 年第 1 回箕面市議会臨時会議案

報告第 2 号	専決処分の承認を求める件（令和 5 年度箕面市一般会計補正予算 （第 10 号））	3
報告第 3 号	専決処分の承認を求める件（令和 5 年度箕面市特別会計国民健康 保険事業費補正予算（第 3 号））	21
報告第 4 号	専決処分の承認を求める件（令和 5 年度箕面市病院事業会計補正 予算（第 4 号））	29
報告第 5 号	専決処分の承認を求める件（箕面市税条例の一部改正）	37
第 68 号議案	箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例改正の件	50

報告第 2 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により令和 6 年 3 月 31 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 27 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

令和 5 年度箕面市一般会計補正予算（第 10 号）（別紙）

（理由）

国庫補助金等の確定に伴い、令和 5 年度箕面市一般会計予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

令和５年度箕面市一般会計補正予算（第１０号）

令和５年度箕面市の一般会計の補正予算（第１０号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 105,391 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 75,357,590 千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

令和６年３月３１日専決

箕面市長 上 島 一 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		千円 25,024,000	千円 26,776	千円 25,050,776
	7 開発事業等緑化負担税	30,000	26,776	56,776
2 地 方 譲 与 税		260,220	18,322	278,542
	1 地方揮発油譲与税	63,000	2,339	65,339
	2 自動車重量譲与税	181,000	15,983	196,983
3 利 子 割 交 付 金		23,364	912	24,276
	1 利 子 割 交 付 金	23,364	912	24,276
4 配 当 割 交 付 金		168,000	74,412	242,412
	1 配 当 割 交 付 金	168,000	74,412	242,412
5 株式等譲渡所得割交付金		97,000	163,413	260,413
	1 株式等譲渡所得割交付金	97,000	163,413	260,413
6 法人事業税交付金		234,000	71,086	305,086
	1 法人事業税交付金	234,000	71,086	305,086
7 地方消費税交付金		2,907,512	144,319	3,051,831
	1 地方消費税交付金	2,907,512	144,319	3,051,831
8 環境性能割交付金		44,000	29,907	73,907
	1 環境性能割交付金	44,000	29,907	73,907
9 ゴルフ場利用税交付金		1,200	746	1,946
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,200	746	1,946
10 地方特例交付金		157,625	974	158,599
	2 特 別 交 付 金	0	974	974
11 地 方 交 付 税		2,802,358	△10,245	2,792,113
	1 地 方 交 付 税	2,802,358	△10,245	2,792,113
12 交通安全対策特別交付金		16,000	△1,377	14,623
	1 交通安全対策特別交付金	16,000	△1,377	14,623
13 分担金及び負担金		1,072,615	△47	1,072,568
	1 負 担 金	1,072,115	△47	1,072,068
14 使用料及び手数料		710,392	△26,029	684,363
	1 使 用 料	395,498	△26,029	369,469
15 国 庫 支 出 金		17,682,717	△112,040	17,570,677
	1 国 庫 負 担 金	8,342,247	△168,008	8,174,239
	2 国 庫 補 助 金	1,036,331	△21,236	1,015,095
	3 国 庫 委 託 金	59,171	△1,489	57,682

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 国 庫 交 付 金	8, 244, 968	78, 693	8, 323, 661
16 府 支 出 金		4, 640, 729	△64, 175	4, 576, 554
	1 府 負 担 金	3, 376, 735	△42, 624	3, 334, 111
	2 府 補 助 金	648, 552	△35, 255	613, 297
	3 府 委 託 金	33, 766	△15	33, 751
	4 府 交 付 金	581, 676	13, 719	595, 395
17 財 産 収 入		2, 552, 472	△322	2, 552, 150
	1 財 産 運 用 収 入	231, 212	△322	230, 890
18 寄 附 金		222, 850	13, 545	236, 395
	1 寄 附 金	222, 850	13, 545	236, 395
21 諸 収 入		6, 644, 290	△6, 248	6, 638, 042
	5 雑 入	1, 339, 640	△6, 248	1, 333, 392
22 市 債		4, 891, 695	△221, 900	4, 669, 795
	1 市 債	4, 891, 695	△221, 900	4, 669, 795
23 自動車取得税交付金		0	3, 362	3, 362
	1 自動車取得税交付金	0	3, 362	3, 362
歳 入 合 計		75, 252, 199	105, 391	75, 357, 590

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 諸 支 出 金		千円 4,602,978	千円 105,391	千円 4,708,369
	2 基 金 費	4,062,345	105,391	4,167,736
歳 出 合 計		75,252,199	105,391	75,357,590

第 2 表 地方債補正

起債の目的	補正 区 分	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
土 砂 災 害 対 策 事 業	補正前	千円 30,000	普通貸借 又 は 証券発行	%以内 4 (注)	政 府 そ の 他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じ て繰上償還 することが できる。
	補正後	25,200	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
道 路 安 全 対 策 事 業	補正前	163,600	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	161,600	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
市 営 住 宅 改 修 事 業	補正前	200,000	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後								
消 防 車 両 整 備 事 業	補正前	96,000	普通貸借 又 は 証券発行	4 (注)	政 府 そ の 他	25	5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じ て繰上償還 することが できる。
	補正後	93,200	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補正 区 分	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
消防資機材 整備事業	補正前	千円 17,000	普通貸借 又は 証券発行	%以内 4 (注)	政 府 そ の 他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じ て繰上償還 することが できる。
	補正後	13,300	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	補正前	175,000	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	166,400	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、
当該見直し後の利率

令和 5 年度
(2023 年度)

箕面市一般会計補正予算（第 1 0 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	25,024,000	26,776	25,050,776
2 地 方 譲 与 税	260,220	18,322	278,542
3 利 子 割 交 付 金	23,364	912	24,276
4 配 当 割 交 付 金	168,000	74,412	242,412
5 株式等譲渡所得割交付金	97,000	163,413	260,413
6 法 人 事 業 税 交 付 金	234,000	71,086	305,086
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,907,512	144,319	3,051,831
8 環 境 性 能 割 交 付 金	44,000	29,907	73,907
9 ゴルフ場利用税交付金	1,200	746	1,946
10 地 方 特 例 交 付 金	157,625	974	158,599
11 地 方 交 付 税	2,802,358	△10,245	2,792,113
12 交通安全対策特別交付金	16,000	△1,377	14,623
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,072,615	△47	1,072,568
14 使 用 料 及 び 手 数 料	710,392	△26,029	684,363
15 国 庫 支 出 金	17,682,717	△112,040	17,570,677
16 府 支 出 金	4,640,729	△64,175	4,576,554
17 財 産 収 入	2,552,472	△322	2,552,150
18 寄 附 金	222,850	13,545	236,395
19 繰 入 金	4,459,946	0	4,459,946
20 繰 越 金	639,214	0	639,214
21 諸 収 入	6,644,290	△6,248	6,638,042
22 市 債	4,891,695	△221,900	4,669,795
23 自 動 車 取 得 税 交 付 金	0	3,362	3,362
歳 入 合 計	75,252,199	105,391	75,357,590

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	425,859	0	425,859
2 総務費	6,975,273	0	6,975,273
3 民生費	28,912,889	0	28,912,889
4 衛生費	4,374,940	0	4,374,940
5 労働費	67,513	0	67,513
6 農林水産業費	165,394	0	165,394
7 商工費	390,118	0	390,118
8 土木費	12,832,679	0	12,832,679
9 消防費	2,019,269	0	2,019,269
10 教育費	7,009,367	0	7,009,367
11 災害復旧費	30,300	0	30,300
12 公債費	7,395,620	0	7,395,620
13 諸支出金	4,602,978	105,391	4,708,369
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	75,252,199	105,391	75,357,590

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	21,347	84,044
0	0	0	0
0	0	21,347	84,044

2 歳 入
(款) 1 市税
(項) 7 開発事業等緑化負担税

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
1 市 税			千円 25, 024, 000	千円 26, 776	千円 25, 050, 776
	7	開 発 事 業 等 緑 化 負 担 税	30, 000	26, 776	56, 776
	1	開 発 事 業 等 緑 化 負 担 税	30, 000	26, 776	56, 776
2 地 方 譲 与 税			260, 220	18, 322	278, 542
	1	地 方 揮 発 油 譲 与 税	63, 000	2, 339	65, 339
	1	地 方 揮 発 油 譲 与 税	63, 000	2, 339	65, 339
	2	自 動 車 重 量 譲 与 税	181, 000	15, 983	196, 983
	1	自 動 車 重 量 譲 与 税	181, 000	15, 983	196, 983
3 利 子 割 交 付 金			23, 364	912	24, 276
	1	利 子 割 交 付 金	23, 364	912	24, 276
	1	利 子 割 交 付 金	23, 364	912	24, 276
4 配 当 割 交 付 金			168, 000	74, 412	242, 412
	1	配 当 割 交 付 金	168, 000	74, 412	242, 412
	1	配 当 割 交 付 金	168, 000	74, 412	242, 412
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金			97, 000	163, 413	260, 413
	1	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	97, 000	163, 413	260, 413
	1	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	97, 000	163, 413	260, 413
6 法 人 事 業 税 交 付 金			234, 000	71, 086	305, 086
	1	法 人 事 業 税 交 付 金	234, 000	71, 086	305, 086
	1	法 人 事 業 税 交 付 金	234, 000	71, 086	305, 086
7 地 方 消 費 税 交 付 金			2, 907, 512	144, 319	3, 051, 831
	1	地 方 消 費 税 交 付 金	2, 907, 512	144, 319	3, 051, 831
	1	地 方 消 費 税 交 付 金	2, 907, 512	144, 319	3, 051, 831

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 現 年 課 税 分	26, 776	1 開発事業等緑化負担税 26, 776 補正後 56, 776, 000円－補正前 30, 000, 000円
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2, 339	1 地方揮発油譲与税 2, 339 補正後 65, 339, 000円－補正前 63, 000, 000円
1 自 動 車 重 量 譲 与 税	15, 983	1 自動車重量譲与税 15, 983 補正後 196, 983, 000円－補正前 181, 000, 000円
1 利 子 割 交 付 金	912	1 利子割交付金 912 補正後 24, 276, 000円－補正前 23, 364, 000円
1 配 当 割 交 付 金	74, 412	1 配当割交付金 74, 412 補正後 242, 412, 000円－補正前 168, 000, 000円
1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	163, 413	1 株式等譲渡所得割交付金 163, 413 補正後 260, 413, 000円－補正前 97, 000, 000円
1 法 人 事 業 税 交 付 金	71, 086	1 法人事業税交付金 71, 086 補正後 305, 086, 000円－補正前 234, 000, 000円
1 地 方 消 費 税 交 付 金	144, 319	1 地方消費税交付金 144, 319 補正後 3, 051, 831, 000円－補正前 2, 907, 512, 000円

(款) 7 地方消費税交付金
(項) 1 地方消費税交付金

(款) 8 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
8	環 境 性 能 割 交 付 金		千円 44,000	千円 29,907	千円 73,907
	1	環 境 性 能 割 交 付 金	44,000	29,907	73,907
		1 環 境 性 能 割 交 付 金	44,000	29,907	73,907
9	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		1,200	746	1,946
	1	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,200	746	1,946
		1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,200	746	1,946
10	地 方 特 例 交 付 金		157,625	974	158,599
	2	特 別 交 付 金	0	974	974
		1 特 別 交 付 金	0	974	974
11	地 方 交 付 税		2,802,358	△10,245	2,792,113
	1	地 方 交 付 税	2,802,358	△10,245	2,792,113
		1 地 方 交 付 税	2,802,358	△10,245	2,792,113
12	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		16,000	△1,377	14,623
	1	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	16,000	△1,377	14,623
		1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	16,000	△1,377	14,623
13	分 担 金 及 び 負 担 金		1,072,615	△47	1,072,568
	1	負 担 金	1,072,115	△47	1,072,068
		4 消 防 費 負 担 金	354,813	△47	354,766
14	使 用 料 及 び 手 数 料		710,392	△26,029	684,363
	1	使 用 料	395,498	△26,029	369,469
		6 土 木 使 用 料	333,175	△26,029	307,146
15	国 庫 支 出 金		17,682,717	△112,040	17,570,677
	1	国 庫 負 担 金	8,342,247	△168,008	8,174,239

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 環 境 性 能 割 交 付 金	29,907	1 環境性能割交付金 29,907 補正後 73,907,000円－補正前 44,000,000円
1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	746	1 ゴルフ場利用税交付金 746 補正後 1,946,000円－補正前 1,200,000円
1 特 別 交 付 金	974	1 特別交付金 974
1 地 方 交 付 税	△10,245	2 特別交付税 △10,245 補正後 89,755,000円－補正前 100,000,000円
1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	△1,377	1 交通安全対策特別交付金 △1,377 補正後 14,623,000円－補正前 16,000,000円
1 消 防 費 負 担 金	△47	2 権限移譲負担金（豊能町分） △47 補正後 169,000円－補正前 216,000円
1 土 木 管 理 使 用 料	△26,029	2 交通施設事業用地使用料 △26,029 補正後 7,777,000円－補正前 33,806,000円

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(款) 15 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
15	1	1 民 生 費 国 庫 負 担 金	千円 8,263,605	千円 △172,889	千円 8,090,716
		5 衛 生 費 国 庫 負 担 金	0	4,881	4,881
	2	国 庫 補 助 金	1,036,331	△21,236	1,015,095
		1 総 務 費 国 庫 補 助 金	113,211	36,539	149,750
		2 民 生 費 国 庫 補 助 金	423,245	△22,973	400,272

節		説 明
区 分	金 額	
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	千円 △5,381	7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 1,650,826,000円－補正前 1,656,499,000円 △5,673 8 自立支援医療（更生医療・育成医療）負担金 補正後 44,387,000円－補正前 42,361,000円 2,026 9 特別障害者手当等給付費負担金 補正後 66,490,000円－補正前 68,224,000円 △1,734
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	△99,734	1 施設型給付費負担金 補正後 1,997,485,000円－補正前 2,030,653,000円 △33,168 2 特別児童扶養手当取扱事務費負担金 補正後 542,000円－補正前 550,000円 △8 4 助産施設入所費負担金 補正後 0円－補正前 450,000円 △450 5 母子生活支援施設入所費負担金 補正後 458,000円－補正前 1,810,000円 △1,352 6 児童扶養手当費負担金 補正後 126,921,000円－補正前 131,603,000円 △4,682 7 児童手当費負担金 補正後 1,412,804,000円－補正前 1,442,666,000円 △29,862 8 子育て支援施設等利用給付費負担金 補正後 177,713,000円－補正前 207,792,000円 △30,079 9 未熟児養育医療費負担金 補正後 2,398,000円－補正前 2,531,000円 △133
3 生 活 保 護 費 負 担 金	△67,774	1 生活保護費負担金 補正後 1,677,661,000円－補正前 1,743,549,000円 △65,888 2 中国残留邦人生活支援給付費負担金 補正後 0円－補正前 344,000円 △344 3 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 補正後 28,254,000円－補正前 29,796,000円 △1,542
1 保 健 衛 生 費 負 担 金	4,881	1 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金 4,881×10／10＝4,881
1 総 務 管 理 費 補 助 金	36,539	2 個人番号カード交付事務費補助金 補正後 119,728,000円－補正前 83,189,000円 36,539
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	△9,119	5 地域生活支援事業費等補助金 補正後 80,681,000円－補正前 89,800,000円 △9,119
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	△15,561	2 母子等自立支援事業費補助金 補正後 12,310,000円－補正前 11,886,000円 424 5 子育て世帯生活支援特別給付金交付事業費補助金 補正後 204,731,000円－補正前 217,631,000円 △12,900 9 保育対策総合支援事業費補助金 補正後 42,731,000円－補正前 47,954,000円 △5,223 11 子ども家庭総合支援拠点設置運営補助金 補正後 12,229,000円－補正前 10,091,000円 2,138
3 生 活 保 護 費 補 助 金	1,469	7 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 補正後 35,285,000円－補正前 33,549,000円 1,736

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
15	2	2〔民生費国庫補助金〕	千円	千円	千円
		3 衛生費国庫補助金	439,049	△12,988	426,061
		4 教育費国庫補助金	43,296	△4,284	39,012
		5 商工費国庫補助金	17,530	△17,530	0
		3 国庫委託金	59,171	△1,489	57,682
		1 総務費国庫委託金	1,017	△10	1,007
		2 民生費国庫委託金	51,246	△1,490	49,756
		4 衛生費国庫委託金	0	11	11
	4	4 国庫交付金	8,244,968	78,693	8,323,661
		1 総務費国庫交付金	3,665,706	37,236	3,702,942
		2 民生費国庫交付金	279,701	17,743	297,444
		3 商工費国庫交付金	26,005	△4,357	21,648
		5 教育費国庫交付金	6,565	28,071	34,636
	16	府 支 出 金	4,640,729	△64,175	4,576,554

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		8 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 補正後 4,733,000円－補正前 5,000,000円 △267
5 介護保険費補助金	238	1 介護保険事業費補助金 476×1／2＝238 238
1 保健衛生費補助金	△12,988	2 産後ケア事業費補助金 補正後 7,774,000円－補正前 8,168,000円 △394 10 出産・子育て応援事業費補助金 補正後 57,897,000円－補正前 70,491,000円 △12,594
1 教育総務費補助金	△1,407	1 要保護児童生徒等援助費補助金 補正後 9,982,000円－補正前 11,370,000円 △1,388 6 理科観察実験アシスタント事業費補助金 補正後 668,000円－補正前 687,000円 △19
2 小学校費補助金	116	5 小学校理科教育設備整備費等補助金 補正後 366,000円－補正前 250,000円 116
3 中学校費補助金	△153	5 中学校理科教育設備整備費等補助金 補正後 236,000円－補正前 389,000円 △153
4 社会教育費補助金	△2,840	3 史跡等総合活用整備補助金 補正後 2,475,000円－補正前 5,315,000円 △2,840
1 商工費補助金	△17,530	1 個人番号カード交付事務費補助金 補正後 0円－補正前 17,530,000円 △17,530
1 戸籍住民基本台帳費委託金	△10	3 中長期在留者住居地届出等事務費委託金 補正後 950,000円－補正前 960,000円 △10
1 社会福祉費委託金	△1,490	1 国民年金事務費委託金 補正後 39,167,000円－補正前 40,657,000円 △1,490
1 保健衛生費委託金	11	1 乳幼児身体発育調査委託金 11
1 総務管理費交付金	37,236	1 地方創生臨時交付金 補正後 3,602,016,000円－補正前 3,500,511,000円 101,505 4 デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装） 補正後 95,731,000円－補正前 160,000,000円 △64,269
1 社会福祉費交付金	88	1 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金 補正後 167,000円－補正前 79,000円 88
2 児童福祉費交付金	17,655	5 子ども・子育て支援交付金 補正後 199,494,000円－補正前 181,839,000円 17,655
1 商工費交付金	△4,357	1 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進） 補正後 21,648,000円－補正前 26,005,000円 △4,357
5 保健体育費交付金	28,071	1 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備） 28,071

(款) 16 府支出金
(項)

(款) 16 府支出金
(項) 1 府負担金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
16	1	府 負 担 金	千円 3,376,735	千円 △42,624	千円 3,334,111
		1 民 生 費 府 負 担 金	3,376,735	△42,624	3,334,111
	2	府 補 助 金	648,552	△35,255	613,297
		1 総 務 費 府 補 助 金	24,599	△5,800	18,799
		2 民 生 費 府 補 助 金	545,415	△37,882	507,533
		3 衛 生 費 府 補 助 金	27,655	△153	27,502
		7 教 育 費 府 補 助 金	12,161	△1,243	10,918
		8 商 工 費 府 補 助 金	0	9,823	9,823

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	△832	8 自立支援医療（更生医療・育成医療）負担金 △832 補正後 20,348,000円－補正前 21,180,000円
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	△31,418	1 施設型給付費負担金 △15,477 補正後 839,429,000円－補正前 854,906,000円 3 助産施設入所費負担金 △225 補正後 0円－補正前 225,000円 4 母子生活支援施設入所費負担金 △676 補正後 229,000円－補正前 905,000円 8 子育て支援施設等利用給付費負担金 △15,040 補正後 88,856,000円－補正前 103,896,000円
3 生 活 保 護 費 負 担 金	△10,374	1 生活保護費負担金 △10,374 補正後 75,187,000円－補正前 85,561,000円
1 総 務 管 理 費 補 助 金	△5,800	6 大阪府市町村振興補助金 △5,800 補正後 14,200,000円－補正前 20,000,000円
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	△33,177	64 重度障害者医療費補助金 △33,177 補正後 136,519,000円－補正前 169,696,000円
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	△6,071	1 安心こども基金特別対策事業費補助金 2,253 補正後 97,635,000円－補正前 95,382,000円 7 ひとり親家庭医療費補助金 △3,390 補正後 34,723,000円－補正前 38,113,000円 8 施設型給付費補助金 △790 補正後 85,170,000円－補正前 85,960,000円 9 子どもの医療費補助金 △7,011 補正後 27,765,000円－補正前 34,776,000円 25 保育対策総合支援事業費補助金 2,867 補正後 32,332,000円－補正前 29,465,000円
5 生 活 保 護 費 補 助 金	1,366	1 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業補助金 1,366 1,822×3／4≒1,366
1 保 健 衛 生 費 補 助 金	△153	16 造血細胞移植後定期接種ワクチン再接種費用補助金 △153 補正後 3,000円－補正前 156,000円
1 教 育 総 務 費 補 助 金	△1,243	1 教育支援体制整備事業補助金 1,235 補正後 2,609,000円－補正前 1,374,000円 4 部活動指導員配置事業費補助金 △2,596 補正後 3,704,000円－補正前 6,300,000円 5 部活動地域移行事業費補助金 △19 補正後 177,000円－補正前 196,000円 6 市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金 137 275×1／2≒137
1 観 光 費 補 助 金	9,323	2 大阪府市町村等観光振興支援事業補助金 9,323 12,982×1／2＝6,491 11,330×1／4≒2,832

(款) 16 府支出金
(項) 2 府補助金

(款) 16 府支出金
(項) 2 府補助金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
16	2	8〔商 工 費 府 補 助 金〕	千円	千円	千円
		3 府 委 託 金	33,766	△15	33,751
		1 総 務 費 府 委 託 金	23,584	△15	23,569
	4	府 交 付 金	581,676	13,719	595,395
		1 総 務 費 府 交 付 金	239,159	802	239,961
		2 民 生 費 府 交 付 金	320,169	12,454	332,623
		6 消 防 費 府 交 付 金	559	72	631
		7 教 育 費 府 交 付 金	11,874	391	12,265
	17 財 産 収 入		2,552,472	△322	2,552,150
		1 財 産 運 用 収 入	231,212	△322	230,890
		1 財 産 貸 付 収 入	203,376	△322	203,054
18	寄 附 金		222,850	13,545	236,395
	1	寄 附 金	222,850	13,545	236,395
		1 ふ る さ と 寄 附 金	222,850	13,545	236,395

節		説 明
区 分	金 額	
2 商 工 費 補 助 金	千円 500	1 大阪・関西万博地域連携イベント開催支援事業補助金 1,000×1／2=500 千円 500
2 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 委 託 金	△15	3 人口動態調査委託金 補正後 112,000円－補正前 127,000円 △15
3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 交 付 金	802	1 権限移譲事務費交付金 補正後 4,546,000円－補正前 3,744,000円 802
1 社 会 福 祉 費 交 付 金	△449	1 行旅死亡人取扱交付金 補正後 760,000円－補正前 835,000円 △75 4 地域福祉・高齢者福祉交付金 補正後 32,255,000円－補正前 32,295,000円 △40 15 権限移譲事務費交付金（共同処理分） 補正後 12,907,000円－補正前 13,241,000円 △334
2 児 童 福 祉 費 交 付 金	12,903	3 子ども・子育て支援交付金 補正後 191,586,000円－補正前 174,882,000円 16,704 4 新子育て支援交付金 補正後 77,794,000円－補正前 77,658,000円 136 6 子どもの貧困緊急対策事業費交付金 補正後 16,057,000円－補正前 20,000,000円 △3,943 7 母子寡婦福祉資金貸付事務取扱交付金 補正後 16,000円－補正前 10,000円 6
1 消 防 費 交 付 金	72	1 権限移譲事務費交付金 補正後 631,000円－補正前 559,000円 72
1 教 育 総 務 費 交 付 金	391	1 教職員人事権移譲事務費交付金 補正後 12,265,000円－補正前 11,874,000円 391
1 土 地 建 物 貸 付 収 入	△322	4 市有地貸付料 補正後 168,064,000円－補正前 168,386,000円 △322
1 ふ る さ と 寄 附 金	13,545	1 ふるさと寄附金 補正後 208,197,000円－補正前 193,450,000円 14,747 2 ふるさと寄附金（企業版） 補正後 11,000,000円－補正前 4,400,000円 6,600 3 ふるさと寄附金（代理寄附分） 補正後 17,198,000円－補正前 25,000,000円 △7,802

(款) 18 寄附金
(項) 1 寄附金

(款) 21 諸収入
(項) 5 雑入

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
21 諸	収 入		千円 6,644,290	千円 △6,248	千円 6,638,042
	5 雑	入	1,339,640	△6,248	1,333,392
	3 雑	入	468,493	△8,518	459,975
	4 過 年 度 収 入		5,258	2,270	7,528
22 市	債		4,891,695	△221,900	4,669,795
	1 市	債	4,891,695	△221,900	4,669,795
	2 総 務	債	536,300	△4,800	531,500
	4 土 木	債	2,674,900	△202,000	2,472,900
	5 消 防	債	347,500	△6,500	341,000
	6 教 育	債	516,900	△8,600	508,300
23 自 動 車 取 得 税 交 付 金			0	3,362	3,362
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金		0	3,362	3,362
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金		0	3,362	3,362

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
2 雑 入	△8,518	50 日本スポーツ振興センター助成金 補正後 12,926,000円－補正前 22,712,000円 60 箕面滝道ワンウェイ観光周遊バス乗車券収入 補正後 4,485,000円－補正前 3,217,000円 △9,786 1,268
1 過 年 度 収 入	2,270	1 過年度収入 令和4年度児童手当費国庫負担金他 2,270
1 総 務 管 理 事 業 債	△4,800	1 土砂災害対策事業債 補正後 25,200,000円－補正前 30,000,000円 △4,800
1 道路橋りょう事業債	△2,000	3 道路安全対策事業債 補正後 161,600,000円－補正前 163,600,000円 △2,000
3 住 宅 事 業 債	△200,000	1 市営住宅改修事業債 補正後 0円－補正前 200,000,000円 △200,000
1 消 防 事 業 債	△6,500	4 消防車両整備事業債 補正後 93,200,000円－補正前 96,000,000円 7 救急資機材整備事業債 補正後 13,300,000円－補正前 17,000,000円 △2,800 △3,700
1 小 学 校 事 業 債	△8,600	9 萱野東小学校整備事業債 補正後 166,400,000円－補正前 175,000,000円 △8,600
1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	3,362	1 自動車取得税交付金 3,362

(款) 23 自動車取得税交付金
(項) 1 自動車取得税交付金

3 歳 出
(款) 13 諸支出金
(項) 2 基金費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
13 諸 支 出 金	2 基 金 費		千円 4, 602, 978	千円 105, 391	千円 4, 708, 369	千円 寄附金 21, 347 一般財源 84, 044
		1 財 政 調 整 基 金 費	4, 062, 345	105, 391	4, 167, 736	寄附金 21, 347 一般財源 84, 044
		7 未 来 子 ども 基 金 費	311, 861	3, 997	315, 858	寄附金 3, 997
		8 保 健 福 祉 総 合 推 進 基 金 費	54, 893	4, 721	59, 614	寄附金 4, 721
		10 新 市 立 病 院 整 備 基 金 費	9, 495	669	10, 164	寄附金 669
		12 み ど り 推 進 基 金 費	1, 018, 738	865	1, 019, 603	寄附金 865
		13 北 大 阪 急 行 南 北 線 延 伸 整 備 基 金 費	86, 950	29, 727	116, 677	寄附金 2, 931 一般財源 26, 796
		14 あ ん し ん 消 防 救 急 基 金 費	13, 091	181	13, 272	寄附金 181
		15 学 校 教 育 施 設 整 備 基 金 費	83, 218	474	83, 692	寄附金 474
		16 奨 学 資 金 給 付 基 金 費	322, 207	57, 448	379, 655	寄附金 200 一般財源 57, 248
		17 ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 基 金 費	6, 557	709	7, 266	寄附金 709
			4, 477	6, 600	11, 077	寄附金 6, 600

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
24 積 立 金	3, 997	50 財政調整基金積立事業【財政経営室】 3, 997 24 積 立 金 3, 997 2 財政調整基金積立金 3, 997
24 積 立 金	4, 721	50 未来子ども基金積立事業【教育政策室】 4, 721 24 積 立 金 4, 721 18 未来子ども基金積立金 4, 721
24 積 立 金	669	50 保健福祉総合推進基金積立事業【健康福祉政策室】 669 24 積 立 金 669 13 保健福祉総合推進基金積立金 669
24 積 立 金	865	50 新市立病院整備基金積立事業【市立病院】 865 24 積 立 金 865 6 新市立病院整備基金積立金 865
24 積 立 金	29, 727	50 みどり推進基金積立事業【公園緑地室】 29, 727 24 積 立 金 29, 727 22 みどり推進基金積立金 29, 727
24 積 立 金	181	50 北大阪急行南北線延伸整備基金積立事業【鉄道延伸室】 181 24 積 立 金 181 14 北大阪急行南北線延伸整備基金積立金 181
24 積 立 金	474	50 あんしん消防救急基金積立事業【消防総務室】 474 24 積 立 金 474 20 あんしん消防救急基金積立金 474
24 積 立 金	57, 448	50 学校教育施設整備基金積立事業【学校施設管理室】 57, 448 24 積 立 金 57, 448 4 学校教育施設整備基金積立金 57, 448
24 積 立 金	709	50 奨学資金給付基金積立事業【学校生活支援室】 709 24 積 立 金 709 23 奨学資金給付基金積立金 709
24 積 立 金	6, 600	50 まち・ひと・しごと創生基金積立事業【箕面営業室】 6, 600 24 積 立 金 6, 600 26 まち・ひと・しごと創生基金積立金 6, 600

(款) 13 諸支出金
(項) 2 基金費

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正 区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普 通 債	補正前	36,680,064	34,298,245	(2,292,600) 4,649,200	5,663,490	35,576,555
	補 正			△ 221,900		△ 221,900
	補正後	36,680,064	34,298,245	(2,292,600) 4,427,300	5,663,490	35,354,655
(3) 道 路 ・ 街 路	補正前	3,083,699	3,420,456	(267,200) 665,100	248,169	4,104,587
	補 正			△ 2,000		△ 2,000
	補正後	3,083,699	3,420,456	(267,200) 663,100	248,169	4,102,587
(6) 公 営 住 宅	補正前	178,298	168,784	200,000	9,629	359,155
	補 正			△ 200,000		△ 200,000
	補正後	178,298	168,784		9,629	159,155
(7) 消 防 施 設	補正前	551,927	574,638	347,500	76,413	845,725
	補 正			△ 6,500		△ 6,500
	補正後	551,927	574,638	341,000	76,413	839,225
(8) 小 学 校	補正前	4,260,720	4,591,087	(395,900) 266,600	406,540	4,847,047
	補 正			△ 8,600		△ 8,600
	補正後	4,260,720	4,591,087	(395,900) 258,000	406,540	4,838,447
(12) そ の 他	補正前	21,043,493	17,804,109	(1,411,500) 2,319,100	4,373,032	17,161,677
	補 正			△ 4,800		△ 4,800
	補正後	21,043,493	17,804,109	(1,411,500) 2,314,300	4,373,032	17,156,877
合 計	補正前	52,899,862	49,576,546	(2,292,600) 4,891,695	7,214,368	49,546,473
	補 正			△ 221,900		△ 221,900
	補正後	52,899,862	49,576,546	(2,292,600) 4,669,795	7,214,368	49,324,573

注) 当該年度中起債見込額欄の () は前年度からの繰越分(外書き)である。
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

報告第3号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和6年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月27日提出

箕面市長 上 島 一 彦

令和5年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第3号）（別紙）

（理由）

府補助金の確定に伴い、令和5年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

令和５年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第３号）

令和５年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,062,517 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 13,334,201 千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和６年３月３１日専決

箕面市長 上 島 一 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 府 支 出 金		千円 9,756,356	千円 △1,062,517	千円 8,693,839
	1 府 補 助 金	9,756,355	△1,062,517	8,693,838

歳 出	款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費			千円 9,466,048	千円 △917,533	千円 8,548,515
		1 療 養 諸 費	8,269,319	△917,533	7,351,786
8 予 備 費			144,984	△144,984	0
		1 予 備 費	144,984	△144,984	0

令和 5 年度
(2023 年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 3 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険料	3,193,311	0	3,193,311
2 使用料及び手数料	1,997	0	1,997
3 府支出金	9,756,356	△1,062,517	8,693,839
4 財産収入	511	0	511
5 繰入金	1,389,182	0	1,389,182
6 繰越金	29,717	0	29,717
7 諸収入	25,196	0	25,196
8 国庫支出金	448	0	448
歳入合計	14,396,718	△1,062,517	13,334,201

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	206,269	0	206,269
2 保険給付費	9,466,048	△917,533	8,548,515
3 国民健康保険金 事業費納付金	4,392,686	0	4,392,686
4 共同事業拠出金	1	0	1
5 保健事業費	127,200	0	127,200
6 基金積立金	16,589	0	16,589
7 諸支出金	42,941	0	42,941
8 予備費	144,984	△144,984	0
歳出合計	14,396,718	△1,062,517	13,334,201

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	0	△917,533
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	△144,984
0	0	0	△1,062,517

2 歳 入
(款) 3 府支出金
(項) 1 府補助金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
3 府 支 出 金			千円 9,756,356	千円 △1,062,517	千円 8,693,839
1 府 補 助 金			9,756,355	△1,062,517	8,693,838
1 保 険 給 付 費 等 交 付 金			9,744,500	△1,063,517	8,680,983
2 府 補 助 金			11,855	1,000	12,855

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 普 通 交 付 金	△1,063,473	1 普通交付金 △1,063,473 補正後 8,531,718,000円－補正前 9,595,191,000円
2 特 別 交 付 金	△44	1 特別交付金 △44 補正後 149,265,000円－補正前 149,309,000円
2 事 業 費 補 助 金	1,000	2 事業費補助金 1,000 補正後 12,378,000円－補正前 11,378,000円

(款) 3 府支出金
(項) 1 府補助金

3 歳 出
(款) 2 保険給付費
(項) 1 療養諸費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
2	保 險 給 付 費		千円 9,466,048	千円 △917,533	千円 8,548,515	千円 一般財源 △917,533
		1 療 養 諸 費	8,269,319	△917,533	7,351,786	一般財源 △917,533
		1 一 般 被 保 険 者 療 養 給 付 費	8,098,251	△917,533	7,180,718	一般財源 △917,533
8	予 備 費		144,984	△144,984	0	一般財源 △144,984
		1 予 備 費	144,984	△144,984	0	一般財源 △144,984
		1 予 備 費	144,984	△144,984	0	一般財源 △144,984

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△917,533	10 保険給付事業（一般被保険者療養給付費）【国民健康保険室】 △917,533
		18 負担金補助及び交付金 △917,533
		1 負 担 金 △917,533
		一般被保険者療養給付費 △917,533

(款) 8 予備費
(項) 1 予備費

報告第 4 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により令和 6 年 3 月 31 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 27 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

令和 5 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 4 号）（別紙）

（理由）

国庫補助金等の確定に伴い、令和 5 年度箕面市病院事業会計予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

令和5年度箕面市病院事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和5年度箕面市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度箕面市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	病院事業収益	10,312,659 千円	189,258 千円	10,501,917 千円
第2項	医業外収益	439,662 千円	189,258 千円	628,920 千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	資本的収入	581,801 千円	△163,300 千円	418,501 千円
第1項	企業債	580,800 千円	△190,800 千円	390,000 千円
第4項	国庫補助金		27,500 千円	27,500 千円

第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の 目的	補正 区分	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法				
					資金 区分	償還 期限	据置 期間	償還の 方 法	その他
医療機器 整備事業		千円							
	補正前	567,500	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年 4% 以内	政 府 地方公 共団体 金融機 構 他	5年 以内	1年 以内	半 年 賦 又 年 賦 元利均等 又は 元金均等	左記の条件の範囲内において借入先に融資条件がある場合は、その条件に従うことができる。ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、若しくは繰上償還をし、又は低利に借り換えることができる。
	補 正	△177,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	390,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
施設整 備事業	補正前	13,300	同上	同上	同上	10年 以内	2年 以内	同上	同上
	補 正	△13,300	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	0	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
合計	補正前	580,800							
	補 正	△190,800							
	補正後	390,000							

令和6年3月31日専決

箕面市長 上 島 一 彦

予算に関する説明書

令和5年度 箕面市病院事業会計補正予算実施計画(第4号)

収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業 収 益			千円 10,312,659	千円 189,258	千円 10,501,917	
	2 医業外収益		439,662	189,258	628,920	
		3 国 庫 補 助 金	7,500	△ 702	6,798	
		4 府 補 助 金	9,467	189,960	199,427	

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資 本 的 収 入			千円 581,801	千円 △ 163,300	千円 418,501	
	1 企 業 債		580,800	△ 190,800	390,000	
		1 企 業 債	580,800	△ 190,800	390,000	
	4 国庫補助金			27,500	27,500	
		1 国 庫 補 助 金		27,500	27,500	

令和5年度 箕面市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 372,368	189,258	△ 183,110
小計	150,840	189,258	340,098
業務活動によるキャッシュ・フロー ①	146,780	189,258	336,038
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー ②	△ 802,780		△ 802,780
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	580,800	△ 190,800	390,000
国庫補助金等による収入		27,500	27,500
財務活動によるキャッシュ・フロー ③	338,922	△ 163,300	175,622
4. 資金の増加額 ④=①+②+③	△ 317,078	25,958	△ 291,120
5. 資金期首残高	2,562,702		2,562,702
6. 資金期末残高	2,245,624	25,958	2,271,582

予算参考資料

実施計画内訳書
収益的收入及び支出

収 入

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 病院事業収益	10,312,659	189,258	10,501,917	
2 医業外収益	439,662	189,258	628,920	
3 国庫補助金	7,500	△ 702	6,798	
国庫補助金	7,500	△ 702	6,798	臨床研修費等補助金 6,798 702 減
4 府補助金	9,467	189,960	199,427	
府補助金	9,467	189,960	199,427	新人看護職員研修事業補助金 637 73 減 救急搬送患者受入促進補助金 4,415 1,461 増 産科医分娩手当導入促進補助金 240 7 増 新型コロナ入院病床確保補助金 187,088 新規計上 入院医療機関設備等整備補助金 366 新規計上 救急・周産期・小児医療体制確保補助金 802 新規計上 緩和ケア人材養成補助金 309 新規計上

資本的收入及び支出

収 入

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 資本的收入	581,801	△ 163,300	418,501	
1 企業債	580,800	△ 190,800	390,000	
1 企業債	580,800	△ 190,800	390,000	
企業債	580,800	△ 190,800	390,000	医療機器整備事業債 390,000 177,500 減 施設改修事業債 皆減
4 国庫補助金		27,500	27,500	
1 国庫補助金		27,500	27,500	
国庫補助金		27,500	27,500	都市構造再編集中支援事業費補助金 27,500 新規計上

報告第 5 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により令和 6 年 4 月 1 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 27 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市税条例の一部を改正する条例（別紙）

（理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、その一部の規定が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、箕面市税条例（昭和 25 年箕面市条例第 66 号）の関係規定を緊急に改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

箕面市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年四月一日

箕面市長

箕面市条例第三十六号

箕面市税条例の一部を改正する条例

箕面市税条例（昭和二十五年箕面市条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の二の二の次に次の四条を加える。

（令和六年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第四条の二の三 令和六年度分の個人の市民税に限り、法附則第五条の八第四項及び第五項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百五十万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第四条の二の五において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第十五条、第十五条の二の二から第十五条の四まで、附則第二条第二項、附則第四条第一項、前条第一項、附則第四条の三及び附則第四条の三の五の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第十五条の二の三第二項、第十七条の五の五第一項及び附則第四条の三の規定の適用については、第十五条の二の三第二項及び附則第四条の三中「附則第五条の六第二項」とあるのは「附則第五条の六第二項及び第五条の八第六項」と、第十七条の五の五第一項中「課した」とあるのは「附則第四条の二の三第一項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第四条の二の三第一項の規定の適用

がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和六年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第四条の二の四 令和六年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第十七条の二の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第一項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の府民税の額（法附則第五条の八第一項及び第二項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の府民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を四で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に三を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第一期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第十七条第一項に規定する第一期の納期（以下この項、次項及び次条第一項において「第一期納期」という。）においてはその者の第一期分金額からその者の普通

徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

二 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額以上であり、かつ、その者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第一期納期においてはなし、ものとし、第十七条第一項に規定する第二期の納期（以下この項及び次条第一項において「第二期納期」という。）においてはその者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第十七条第一項に規定する第三期の納期（以下この項において「第三期納期」という。）及び同項に規定する第四期の納期（以下この項において「第四期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

三 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第一期分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第一期納期及び第二期納期においてはなし、ものとし、第三期納期においてはその者の第一期分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第四期納期においてはその者の分割金額とする。

四 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべ

き各納期の納付額は、第一期納期、第二期納期及び第三期納期においては、第一期納期においては、第四期納期においては、その者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和六年度分の個人の市民税（第一期納期から法第三百二十一条の七第一項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和六年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第四条の二の五 令和六年度分の個人の市民税に限り、第十七条の五の二第一項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第三項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第二項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第四条の二の三第一項の規定の適用がないものとした場合に算出される第十七条の五の二第一項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第五号において同じ。）の合算額（以下この号及び第五号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第三項第一号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第三項において「年金所

得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の二分の一に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を二で除して得た金額(当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第二期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第一期分金額」という。)に満たない場合には、第一期納期及び第二期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第十七条の五の三に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第三項において「特別徴収対象税額」という。)は、第一期納期においてはその者の第一期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第二期納期においてはその者の第二期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を三で除して得た金額(当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に二を乗じて得た金額をその者の特

別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「十月分金額」という。）に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においては、その者の分割金額に相当する税額とする。

二 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額以上であり、かつ、その者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期における税額ではないものとし、第二期納期においてはその者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の十月分金額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

三 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

四 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間における税額はないものとし、同年十二月一日から翌年の一月三十一日までの間においてはその者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

五 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間における税額はないものとし、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第十七条の五の四の規定の適用については、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で

除して得た額」とあるのは、「附則第四条の二の五第一項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和六年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第一項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第十七条の五の五第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を三で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「十月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の十月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

二 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の十月分金額以上であり、かつ、その者の十月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間における税額はないものとし、同年十二月一日から翌年の

一月三十一日までの間においてはその者の十月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

三 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の十月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間における税額はないものとし、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の第十七条の五の五第二項の規定により読み替えられた第十七条の五の二第一項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第十七条の五の四の規定の適用については、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第四条の二の五第三項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和六年度分の個人の市民税につき第十七条の五の六第一項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和七年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第四条の二の六 令和七年度分の個人の市民税に限り、法附則第五条の十第二第三項及び第四項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、同条第三項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第十五条、第十五条の二の二から第十五条の四まで、附則

第二条第二項、附則第四条第一項、附則第四条の二の二第一項、次条及び附則第四条の三の五の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
附則第七条第三項に次の一号を加える。

五 附則第四条の二の三及び附則第四条の二の六の規定の適用については、附則第四条の二の三第一項及び附則第四条の二の六中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第十一条第三項に次の一号を加える。

四 附則第四条の二の三及び附則第四条の二の六の規定の適用については、附則第四条の二の三第一項及び附則第四条の二の六中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第十二条第三項に次の一号を加える。

四 附則第四条の二の三及び附則第四条の二の六の規定の適用については、附則第四条の二の三第一項及び附則第四条の二の六中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第十五条第五項に次の一号を加える。

四 附則第四条の二の三及び附則第四条の二の六の規定の適用については、附則第四条の二の三第一項及び附則第四条の二の六中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十五条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第十六条第二項に次の一号を加える。

四 附則第四条の二の三及び附則第四条の二の六の規定の適用については、附則第四条の二の三第一項及び附則第四条の二の六中「所得割の

額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十六条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第二十条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）附則第十四条第一項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）附則第二十一条第一項」に、「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改める。

附則第二十三条第二項に次の一号を加える。

四 附則第四条の二の三及び附則第四条の二の六の規定の適用については、附則第四条の二の三第一項及び附則第四条の二の六中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第二十三条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第二十四条第二項に次の一号を加える。

五 附則第四条の二の三及び附則第四条の二の六の規定の適用については、附則第四条の二の三第一項及び附則第四条の二の六中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第二十四条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第二十四条第五項に次の一号を加える。

五 附則第四条の二の三及び附則第四条の二の六の規定の適用については、附則第四条の二の三第一項及び附則第四条の二の六中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第二十四条第三項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第二十五条第二項に次の一号を加える。

五 附則第四条の二の三及び附則第四条の二の六の規定の適用については、附則第四条の二の三第一項及び附則第四条の二の六中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第二十五条第一項の規定によ

る市民税の所得割の額」とする。

附則第二十五条第五項に次の一号を加える。

五 附則第四条の二の三及び附則第四条の二の六の規定の適用については、附則第四条の二の三第一項及び附則第四条の二の六中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第二十五条第三項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第六十八号議案

箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例改正の件

箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年五月二十七日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例の一部を改正する条例

箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例（平成十七年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

一 前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないとき。

二 第七条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項の規定による公募を経て次の指定管理者を指定するまでの間、センターの管理運営上指定管理者の指定を行う必要があるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者の指定を取り消すことに伴い、次の指定管理者を指定するまでの間、当該センターを継続して利用することができるようにするため、本条例を改正するものである。